

○増毛町多子世帯子育て支援事業実施要綱

平成28年3月18日達第7号

増毛町多子世帯子育て支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、増毛町（以下「町」という。）内に住む子育て中の多子世帯の経済的負担を軽減し少子化対策に寄与するとともに、町内における消費を喚起することにより地域活性化に寄与するため、子育て支援金（以下「支援金」という。）の支給の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多子世帯 町内に住所を有し、生計を同一にする子（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する扶養親族に限る。）が2人以上いる世帯をいう。ただし、町外に進学あるいは施設入所等により町内に住民票を置くことができない子も含む。
- (2) 保護者 町内に住所を有し、かつ18歳以下の子を養育している者をいう。
- (3) 小学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学校に準ずる。）をいう。
- (4) 中学校等 学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学校に準ずる。）をいう。
- (5) 高等学校等 学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校、中等学校（後期課程）及び特別支援学校（高等学校に準ずる。）並びに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）その他教育長が特に必要と認めた学校をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、生計を同一にする子のうち第2子以降の子が小学校等に入学並びに中学校等及び高等学校等に進学する年の4月1日に、町内に住所を有する多子世帯の保護者とする。

2 教育長は、前項の規定に関わらず、支給対象者及びその配偶者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者としなない。

- (1) 増毛町町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第8号）第4条に規定する特定滞納者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者

(支援金の支給額)

第4条 支援金の額は、生計を同一にする子のうち第2子以降の子が小学校等に入学並びに中学校等及び高等学校等に進学する時において、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第2子 30,000円
- (2) 第3子以降の子 50,000円

2 支給する支援金は、増毛町商工会共通商品券とする。

(申請及び支給の方法)

第5条 支給対象者は、多子世帯子育て支援金支給申請書(様式第1号)を、教育長に提出しなければならない。

2 支給申請は、前条に規定する入学及び進学の日が属する前の年度の3月1日から当該年度の4月30日までの期間に行わなければならない。

3 教育長は、申請書の提出を受けたときは内容を調査し、適正と認められる場合は、多子世帯子育て支援金支給決定書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、支援金を支給対象者に支給する。

4 教育長は、支援金の給付を認めないときは、支給申請者に文書で通知する。

(支給金の返還)

第6条 教育長は、虚偽の申請その他不正な行為により支援金の支給を受けたと認められる場合は、その者から当該支給金を返還させる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(令和5年度における支給申請期間に関する特例)

2 令和5年度に限り、改正後の増毛町多子世帯子育て支援事業実施要綱第4条第1項第1号に定める支援金の支給申請期間については、第5条第2項に定める支給申請の期間にかかわらず、この要綱の公布の日から令和5年7月31日までの期間とする。

様式第1号（第5条関係）

増毛町多子世帯子育て支援金支給申請書

年 月 日

増毛町教育委員会教育長 様

住 所 増毛町
氏 名
(連絡先)

印

次のとおり、子育て支援金の支給を申請いたします。

多子世帯の状況

	生計を同一にする子の氏名 (生年月日)	学校名及び学年	適要
第1子	(年 月 日)		
第2子	(年 月 日)		
第3子	(年 月 日)		
第4子	(年 月 日)		
第5子	(年 月 日)		

※生計を同一にする子が在学中でない場合は「適用」に具体的な生活状況を記載。

私は、多子世帯子育て支援金支給申請審査に当たり、私の住民基本台帳及び税務資料を閲覧すること、私及び私と生計を同一にするものの町税等の滞納について、教育長が確認することに同意します。

申請者氏名

印

年 月 日

増毛町

様

増毛町教育委員会教育長 印

多子世帯子育て支援金支給決定書

年 月 日付をもって申請のあった子育て支援金について、増毛町多子世帯子育て支援金支給事業実施要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり支給決定しましたので通知します。

記

支 給 金 額		
対象児童氏名及び事由		(学校名)
対象児童氏名及び事由		(学校名)
対象児童氏名及び事由		(学校名)